

正会員・準会員制度発足と年会費改定について

標記につきまして、以下の承認、認証を経て平成27年度より施行することになりました。

平成25年5月31日 第56回春季日本歯周病学会学術大会時の総会で正会員・準会員制度導入を中心とした定款改正が承認された。また、同制度に伴う年会費改定が発議され、会員各位のご意見を把握した上で、第56回秋季日本歯周病学会学術大会時の総会にて改めて協議することが報告された。

平成25年6月10日 年会費改定についての会員からの意見聴取をホームページ上で、また、評議員各位への意見聴取をEメールで実施した。

平成25年9月22日 第56回秋季日本歯周病学会学術大会時の総会で年会費改定について協議され、定款改正の認証を東京都から頂いた後、実施することで承認された。

平成25年11月5日 定款改正の認証を東京都から頂いた。

以上の経過をふまえ、平成27年4月1日より、正会員・準会員制度の発足並びに年会費改定を実施致します。制度の骨子は以下のとおりです。

－正会員・準会員制度－

- 【正会員】 ・ 歯科医師、医師、大学教員は正会員とする。
・ 理事、評議員、または各種委員会委員に就任する場合は、正会員でなければならない。
- 【準会員】 ・ 上記以外の者は、入会の際に正会員あるいは準会員のいずれかを選択できる。
・ 正会員から準会員、準会員から正会員への異動は年度単位で可能とする（変更届の提出必要）。
・ 準会員は、会費及び役職資格以外の事項で正会員と変わる点はない。

－年会費改定－

- 【正会員】 年会費 12,000 円（現行 9,000 円）
- 【準会員】 年会費 9,000 円（現行 9,000 円 変わらず）

※年会費値上げに伴い、会員の負担を軽減するために平成27年度より学術大会の事前申込参加費は正会員 5,000 円、準会員 3,000 円に値下げします。

この準備として、会員各位には以下の事項をお願い致します。

1. 事務局のデータで準会員に該当する方には平成 27 年 2 月 1 日にはがきでご連絡致します。ご自身が正会員を希望するのに上記はがきが届いた会員、ご自身が準会員を希望するのにはがきが届かなかった会員各位は、会員資格変更届をホームページからダウンロード頂き、ご記入の上、事務局まで F A X または郵送にてご送付下さい。(締切平成 27 年 2 月末日、その後でも適宜会員資格の変更は可能です。)
2. 歯科医師、医師、大学教員以外の会員で、理事、評議員、委員会委員にご就任頂く会員各位につきましては、事務局で事務的に正会員への異動を実施致します。歯科医師、医師、大学教員以外の会員で、理事、評議員、委員会委員からはずれた会員で、準会員への異動を希望する場合は、会員資格変更届をホームページからダウンロード頂き、ご記入の上、事務局まで F A X または郵送にてご送付下さい。特にご連絡がないときは正会員として継続させていただきます。
3. 認定医取得の要件の一つに 3 年以上本学会正会員であることが求められます。認定医ご申請をお考えの先生は、ご自身が正会員であることを改めてご確認頂きますようお願い申し上げます。